介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

基　準　確　認　シ　ー　ト

（令和３年４月改定基準）

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

事業所名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

基準確認シートについて

１　趣　旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

　　そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

２　実施方法

　①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

　②　複数の職員で検討の上、点検してください。

　③　「い　る　・　いない　」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。

　④　判定について該当する項目がないときは、「い　る　・　いない　」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

　⑤　この基準確認シートは、指定短期入所生活介護の運営基準等をもとに作成していますが、指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防短期入所生活介護についても指定短期入所生活介護の運営基準等に準じて（「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて）基準の確認を行ってください。

　　　なお、網掛け部分については、指定介護予防短期入所生活介護の事業独自の運営基準です。

|  |
| --- |
| 「根拠法令」の欄は、次の事項を参照してください。・「法」　　　　　　　　　　　介護保険法（平成９年法律第１２３号）・「施行令」　　　　　　　　　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）・「施行規則」　　　　　　　　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）・「平１１厚令３７」　　　　　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　（平成１１年厚生省令第３７号）・「平１１老企２５」　　　　　指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について　　　　　　　　　　　　　　　（平成１１年９月１７日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）・「平１８厚労令３５」　　　　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）・「平１２老企４０」　　　　　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月８厚生省老人保健福祉局企画課長通知）・「平１３老発１５５」　　　　「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成１３年４月６日老発第１５５号厚生労働省老健局長通知）・「条例」　　　　　　　　　　さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例　　　　　　　　　　　　　　　（平成２４年さいたま市条例第６８号）・「予防条例」　　　　　　　　さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例　　　　　　　　　　　　　　　（平成２４年さいたま市条例第６９号）・「予防条例」　　　　　　　　さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する　　　　　　　　　　　　　　　条例（平成２４年さいたま市条例第６９号） |

電磁的方法について

|  |
| --- |
| 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。） |
| ※　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。　　ア　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　イ　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |
| 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。 |
| ※　事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。　　ア　電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。　　イ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。　　 |
| ※　電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |

介護保険事業者基準確認シート　目次

第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第２　人員に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第３　設備に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

第４　運営に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

第５　共生型短期入所生活介護（独自）に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・　・・・・・・　３４

第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第７　ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準・・・・・・・・・・３６

第８　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための

効果的な支援の方法に関する基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

第９　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１

第１０　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 確　認　事　項 | 根拠法令 |
| 第１　基本方針１　短期入所生活介護の基本方針 | 〇　指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第134条 |
| ２　介護予防短期入所生活介護の基本方針 | 〇　指定介護予防短期入所生活介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第116条 |
|  |  |  |
| 第２　人員に関する基準１　従業者の員数⑴　医師 | 〇　医師を１人以上配置していますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第1項第1号予防条例第117条第1項第1号 |
| ⑵　生活相談員 | ①　生活相談員は、常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。い　る　・　いない※　常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。　　ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成３年法律第76号)第23条第１項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。 | 条例第135条第1項第2号予防条例第117条第1項第2号平11老企25第2の2の⑴ |
|  | ②　生活相談員のうち、１人は常勤となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第5項予防条例第117条第5項 |
|  | ※　利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではありません。※　生活相談員は、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者となります。 | 平11老企25第3の8の1 ⑵ |
| ⑶　介護職員又は看護師若しくは准看護師 | 1. 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常

勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第1項第3号予防条例第117条第1項第3号 |
|  | ②　介護職員及び看護職員のうち、１人は常勤となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第5項予防条例第117条第5項 |
|  | ※　利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りではありません。 |  |
|  | ③　併設事業所において看護職員を配置しなかった場合にあっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの密接な連携により看護職員を確保していますか。い　る　・　いない　※　「密接な連携」とは、次のいずれも満たしている場合のことを言います。　ａ　病院等の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。　ｂ　病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。　ｃ　病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。 | 条例第135条第6項予防条例第117条第6項平11老企25第3の8の1 ⑶ |
| ⑷　栄養士 | 〇　栄養士は、１人以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第1項第4号予防条例第117条第1項第4号 |
|  | ※　ただし、利用定員数が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。 | 平11老企25第3の8の1 ⑸ |
| ⑸　機能訓練指導員 | ①　機能訓練指導員は、１人以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第1項第5号予防条例第117条第1項第5号 |
|  | ②　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第6項予防条例第117条第6項 |
|  | ※　「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とします。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の1 ⑷ |
|  | はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限ります。 |  |
| ⑹　調理員その他の従業者 | 〇　事業所の実情に応じた適当数となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第1項第6号予防条例第117条第1項第6号 |
| ⑺　利用者の数 | 〇　従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第3項予防条例第117条第3項 |
|  | ※　ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数によるものとします。 |  |
| ２　併設事業所の場合の従業者の員数 | 〇　特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設に併設されている事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われているものについては、老人福祉法、医療法又は介護保険法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第２の「１　従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保していますか。い　る　・　いない　 | 条例第135条第4項予防条例第117条第4項 |
|  | ※　「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合をいいます。 | 平11老企25第3の8の1 ⑴②イ |
|  | ※　医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障をきたさない場合は兼務させて差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の1 ⑴②ロ |
|  | ※　生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされている従業者の数とします。　　また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数処理を行うことができるものとします。 | 平11老企25第3の8の1 ⑴②ハ・ニ |
| ３　管理者 | 〇　事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。い　る　・　いない　 | 条例第136条予防条例第118条 |
|  | ※　指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することや、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することは差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の1 ⑹ |
| ４　介護予防短期入所生活介護事業の人員基準 | 〇　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護事業と指定短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所生活介護事業における人員等の基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | 予防条例第117条第7項 |
|  |  |  |
| 第３　設備に関する基準１　利用定員等 | ①　利用定員は、２０人以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第137条第1項予防条例第119条第1項 |
|  | ※　併設事業所の場合にあっては、利用定員を２０人未満とすることができます。 | 条例第137条第2項予防条例第119条第2項 |
|  | 1. 空床の場合を除き、指定短期入所生活介護の事業の専用の

居室を設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第137条第1項予防条例第119条第1項 |
| ２　設備及び備品等 | ①　指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第1項予防条例第120条第1項 |
|  | ※　ただし、次のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物とすることができます。　ア　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。　イ　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。　　ａ　当該事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画（消防計画）に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。　　ｂ　避難、救出その他必要な訓練については、消防計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。　　ｃ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。※　①にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、②のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とする必要はありません。 |  |
|  | ②　建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合、次のいずれかの要件を満たしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第2項予防条例第120条第2項 |
|  | 　ア　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区間の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | 　イ　非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものとなっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | 　ウ　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能となっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | ※　「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断します。 | 平11老企25第3の8の2 ⑶ |
|  | 　ａ　上記ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 |  |
|  | 　ｂ　日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 |  |
|  | 　ｃ　管理者及び防火管理者は、当該事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めていること。 |  |
|  | 　ｄ　定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 |  |
|  | ③　事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第3項予防条例第120条第3項 |
|  | ※　居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 |  |
|  | ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができます。 | 平11老企25第3の8の2 ⑷ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※　併設事業所の場合にあっては、④にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、併設本体施設の上記設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護事業の用に供することができるものとします。 | 条例第138条第4項予防条例第120条第4項 |
| ３　設備基準⑴　居室 | ①　１の居室の定員は、４人以下となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第1号ア予防条例第120条第6項第1号ア |
|  | ②　利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第1号イ予防条例第120条第6項第1号イ |
|  | ③　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第1号ウ予防条例第120条第6項第1号ウ |
| ⑵　食堂及び機能訓練室 | 〇　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第2号ア予防条例第120条第6項第2号ア |
|  | ※　食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができます。 | 条例第138条第6項第2号イ予防条例第120条第6項第2号イ |
| 　　　　　※　経過措置 | 　　平成１２年４月１日前から存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記⑴①・②及び⑵の規定は適用しません。 | 条例附則第2項予防条例附則第2項平11厚令37附則第3条平11老企25第3の8の2 ⑿ |
| ⑶　浴室 | 〇　要介護者が入浴するのに適していたものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第3号予防条例第120条第6項第3号 |
| ⑷　便所 | 〇　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第4号予防条例第120条第6項第4号 |
| ⑸　洗面設備 | 〇　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第6項第5号予防条例第120条第6項第5号 |
|  | ※　便所等、面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮してください。 | 平11老企25第3の8の2 ⑸ |
|  |  |  |
| ４　その他の構造設備の基準 | ①　廊下の幅は、１．８メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第7項第1号予防条例第120条第7項第1号 |
|  | ※　廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものです。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。 | 平11老企25第3の8の2 ⑹ |
|  | ②　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第7項第2号予防条例第120条第7項第2号 |
|  | ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第7項第3号予防条例第120条第7項第3号 |
|  | ④　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第138条第7項第4号予防条例第120条第7項第4号 |
|  | ⑤　居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けていますか。　　ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。い　る　・　いない　 | 条例第138条第7項第5号予防条例第120条第7項第5号 |
|  | ※　指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとします。 | 平11老企25第3の8の2 ⑺ |
|  | ⑥　調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の2 ⑻ |
|  | ⑦　汚物処理室は、他の設備と区分された一定のスペースを有していますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の2 ⑼ |
| ※　経過措置 | 　　平成１２年４月１日前から存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記①～⑤の規定は適用しません。 | 条例附則第2項予防条例附則第2項平11厚令37附則第3条平11老企25第3の8の2⑿ |
| ５　指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備基準 | 〇　指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護事業と指定短期入所生活介護事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所生活介護事業における設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | 予防条例第120条第8項 |
|  |  |  |
| 第４　運営に関する基準１　提供の開始に当たっての説明及び同意 | 〇　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用期間等を含む）について利用申込者の同意を得ていますか。い　る　・　いない　 | 条例第139条予防条例第121条平11老企25第3の8の3 ⑴ |
|  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、次の項目等です。 |  |
|  | 　ア　運営規程の概要　イ　短期入所生活介護従業者の勤務の体制　ウ　事故発生時の対応　エ　苦情処理の体制　　オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　等 |  |
|  | ※　「サービスの内容及び利用期間等についての同意」については、書面によって確認することが望ましいです。 |  |
| ２　指定短期入所生活介護の開始及び終了 | ①　利用者の心身の状況により、若しくは、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は、利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供していますか。い　る　・　いない　 | 条例第140条第1項予防条例第122条第1項 |
|  | ②　居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第140条第2項予防条例第122条第2項平11老企25第3の8の3 ⑵ |
| ３　提供拒否の禁止 | 〇　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。いない　・　い　る | 条例第155条(第10条準用）予防条例第130条(第46条の3準用) |
|  | ※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 ⑶準用） |
|  | ※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。　ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合 |  |
| ４　サービス提供困難時の対応 | 〇　当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第11条準用）予防条例第130条(第46条の4準用) |
| ５　受給資格等の確認 | ①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第12条第1項準用）予防条例第130条(第46条の5第1項準用) |
|  | ②　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第12条第2項準用）予防条例第130条(第46条の5第2項準用) |
| ６　要介護認定の申請に係る援助 | ①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第13条第1項準用）予防条例第130条(第46条の6第1項準用) |
|  | ②　居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第13条第2項準用）予防条例第130条(第46条の6第2項準用) |
| ７　心身の状況等の把握 | 〇　サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第14条準用）予防条例第130条(第46条の7準用)  |
| ８　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | 〇　利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。い　る　・　いない　※　介護保険法施行規則第６４条第一号イ又はロに該当する利用者は、①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その居宅サービス計画にもとづく指定居宅サービスを受ける利用者のことをいいます。 | 条例第155条(第16条準用）施行規則第64条平11老企25第3の8の3⒇(第3の1の3⑺準用) |
| ９　介護予防サービス費の支給を受けるための援助 | 〇　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第８３条の９各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者及びその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることが出来る旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行っていますか。い　る　・　いない※　介護保険法施行規則第83条の9第一号イ又はロに該当する利用者は、①介護予防支援事業者に介護予防サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、②その介護予防サービス計画にもとづく指定介護予防サービスを受ける利用者のことをいいます。 | 予防条例第130条（第46条の9準用）施行規則第83条の9 |
| １０　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 〇　居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。い　る　・　いない　※　居宅サービス計画には、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画及び利用者が自分で作成し、市町村に届け出た計画を含みます。 | 条例第155条(第17条準用）予防条例第130条(第46条の10準用) 平11老企25第3の8の3⑹ |
| １１　サービスの提供の記録 | ①　指定短期入所生活介護を提供した際には、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第20条第1項準用）予防条例第130条(第46条の13第1項準用) |
|  | ②　指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますかい　る　・　いない※　当該指定短期入所生活介護の提供日、提供した具体的サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものです。「その他適切な方法」とは、例えば利用者の用意する手帳等に記載する等の方法です。 | 条例第155条(第20条第2項準用）予防条例第130条(第46条の13第2項準用)平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 ⑽②準用） |
| １２　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。い　る　・　いない | 条例第141条第1項予防条例第123条第1項 |
| ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。い　る　・　いない※　「不合理な差額」とは、一方の管理経費の他方への転嫁等です。 | 条例第141条第2項予防条例第123条第2項平11老企25第3の8の3 ⑶①(第3の1の3 ⑾②参照) |
|  | ③　上記①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第141条第3項予防条例第123条第3項 |
| 　ア　食事の提供に要する費用　イ　滞在に要する費用　ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用　エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）　カ　理美容代　キ　上記ア～カに掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの | 平11老企25第3の8の3 ⑶② |
|  | ④　前記キの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成１２年３月３０日老企第５４号）により、適切に取り扱われていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の3 ⑶② |
|  | ⑤　前記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。い　る　・　いない　 | 条例第141条第5項予防条例第123条第5項 |
|  | ※　③ア～エに掲げる費用にかかる同意については、文書によって得なければなりません。 | 平11老企25第3の8の3 ⑶③ |
|  | ⑥　指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第６５条で定めるところにより、領収証を交付していますか。い　る　・　いない　 | 法第41条第8項 |
| ⑦　⑥の領収証に、指定短期入所生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第４１条第４項第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。い　る　・　いない　 | 施行規則第65条 |
| １３　保険給付の請求のための証明書の交付 | 〇　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第22条準用)予防条例第130条(第47条の2準用) |
| １４　指定短期入所生活介護の取扱方針 | ①　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第142条第1項 |
| ②　相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、指定短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第142条第2項 |
| ③　②の「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指しますが、４日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の指定短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練の援助を行っていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の3 ⑷① |
| ④　指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第142条第3項 |
| ⑤　指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第142条第4項予防条例第124条第1項 |
| ※　身体拘束禁止の対象となる具体的行為とは次のとおりです。　ア　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。　イ　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。　ウ　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。　エ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。　オ　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。　カ　車いすやいすからずり落ちたり立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。　キ　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。　ク　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。　ケ　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。　コ　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。　サ　自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。 | 平13老発155 |
| ⑥　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。い　る　・　いない　 | 条例第142条第5項予防条例第124条第2項 |
| ⑦　記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存していますか。い　る　・　いない　 | 平13老発155の6平11老企25第3の8の3 ⑷③ |
| ⑧　管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。い　る　・　いない　 | 平13老発155の2 |
| ⑨　管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意識啓発に努めていますか。い　る　・　いない | 平13老発155の3 |
|  | ⑩　管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成していますか。い　る　・　いない　 | 平13老発155の3、5 |
|  | ※　改善計画に盛り込むべき内容　ア　事業所内の推進体制　イ　介護の提供体制　ウ　「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き　エ　事業所の設備等の改善　オ　事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組み　カ　利用者の家族への十分な説明　キ　身体拘束廃止に向けての数値目標 |  |
|  | ⑪　事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第142条第6項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| １５　短期入所生活介護計画の作成 | ①　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成していますか。い　る　・　いない　※　「短期入所生活介護計画」については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 | 条例第143条第1項平11老企25第3の8の3 ⑸① |
|  | ②　短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成していますか。い　る　・　いない　 | 条例第143条第2項 |
|  | ③　短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更していますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑸② |
|  | ※　居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分考慮し、利用者の日々の介護状況に併せて作成するものとします。 | 平11老企25第3の8の3⑸④ |
|  | ④　管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。い　る　・　いない　 | 条例第143条第3項 |
|  | ⑤　管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。い　る　・　いない | 条例第143条第4項 |
| ⑥　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑸ ⑤（第3の1の3の⒁⑥準用） |
| １６　介護 | ①　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第1項予防条例第133条第1項 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行ってください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹①平11老企25第4の3の6 ⑶① |
|  | ②　１週間に２回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第2項予防条例第133条第2項 |
|  | ※　入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとします。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めてください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹②平11老企25第4の3の6 ⑶② |
|  | ③　利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第3項予防条例第133条第3項 |
|  | ※　排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施してください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹③平11老企25第4の3の6 ⑶③ |
|  | ④　おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第4項予防条例第133条第4項 |
|  | ※　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施してください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹④平11老企25第4の3の6 ⑶④ |
|  | ⑤　①～④のほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第5項予防条例第133条第5項 |
|  | ※　短期入所生活介護サービスは短期間の入所ですが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、１日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行ってください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹⑤平11老企25第4の3の6 ⑶⑤ |
|  | ⑥　常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。い　る　・　いない　 | 条例第144条第6項予防条例第133条第6項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ※　夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければなりません。　　なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組んでください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑹⑥平11老企25第4の3の6 ⑶⑥ |
|  | ⑦　利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第144条第7項予防条例第133条第7項 |
| １７　食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。い　る　・　いない※　利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状況や、食形態、嗜好等も配慮した適切な栄養量及び内容としてください。 | 条例第145条第1項予防条例第134条第1項平11老企25第3の8の3 ⑺①平11老企25第4の3の6 ⑷① |
| ②　利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していますか。い　る　・　いない　※　利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めてください。 | 条例第145条第2項予防条例第134条第2項平11老企25第3の8の3 ⑺①平11老企25第4の3の6 ⑷① |
| ③　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑺②平11老企25第4の3の6 ⑷② |
| ④　食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降となっていますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑺③平11老企25第4の3の6 ⑷③ |
| 1. 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状況等を当該

利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑺⑤平11老企25第4の3の6 ⑷⑤　　 |
| ⑥　利用者に対して適切な栄養食事相談を行っていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の3 ⑺⑥平11老企25第4の3の6 ⑷⑥ |
| ⑦　食事内容について、当該事業所の医師又は栄養士を含む会議において、検討が加えられていますか。い　る　・　いない | 平11老企25第3の8の3 ⑺⑦平11老企25第4の3の6 ⑷⑦ |
| １８　機能訓練 | ①　利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第146条予防条例第135条 |
|  | ②　機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供していますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の3 ⑻平11老企25第4の3の6 ⑸ |
|  | ※　日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮してください。 |  |
| １９　健康管理 | 〇　医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第147条予防条例第136条 |
| ２０　相談及び援助 | 〇　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第148条予防条例第137条 |
|  | ※　常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ってください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑽平11老企25第4の3の6 ⑺ |
| ２１　その他のサービスの提供 | ①　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第149条第1項予防条例第138条第1項 |
|  | ※　レクリエーション行事は、機能訓練の趣旨を踏まえて行ってください。 | 平11老企25第3の8の3 ⑾ |
|  | ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第149条第2項予防条例第138条第2項 |
| ２２　利用者に関する市町村への通知 | ①　利用者が正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第27条第1号準用）予防条例第130条(第47条の3第1号準用) |
|  | ②　利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第27条第2号準用）予防条例第130条(第47条の3第2号準用) |
| ２３　緊急時等の対応 | ①　現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第150条予防条例第125条 |
|  | ※　協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、事業所から近距離にあることが望ましいです。 | 平11老企25第3の8の3 ⑿① |
|  | ②　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の3 ⑿② |
| ２４　管理者の責務 | ①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第51条第1項準用）予防条例第130条(第49条第1項準用) |
|  | ②　管理者は、当該事業所の従業者に指定短期入所生活介護の運営に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第51条第2項準用）予防条例第130条(第49条第2項準用) |
| ２５　運営規程 | 〇　指定短期入所生活介護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第151条予防条例第126条 |
|  | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　ウ　利用定員　エ　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額　オ　通常の送迎の実施地域　カ　サービス利用に当たっての留意事項　キ　緊急時等における対応方法　ク　非常災害対策　ケ　虐待の防止のための措置に関する事項　コ　その他運営に関する重要事項 |  |
|  | 　※　ウの「利用定員」は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。　　 | 平11老企25第3の8の3 ⒀ |
|  | 　※　エの「指定短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものです。　　　エの「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護事業に係る利用料及び法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、条例第１４１条第３項（予防条例第１２３条第３項）により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 | 平11老企25第3の1の3 ⒆ |
|  | 　※　オの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 |  |
|  | 　※　カの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。 |  |
|  | 　※　クの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 | 平11老企25第3の6の3 ⑷ |
|  | 　※　コの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |  |
| ２６　勤務体制の確保等 | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第99条第1項準用)予防条例第130条(第108条の2条第1項準用) |
|  | ※　原則として、月ごとの勤務表を作成し、指定短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の6の3 ⑸準用） |
|  | ※　併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成してください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇イ |
|  | ※　職員の勤務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、指定短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和６２年９月１８日社施第１０７号）」に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取扱いに準じてその体制を確保してください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇ロ |
|  | ※　また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置してください。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 |  |
|  | ※　特養併設型における夜間職員配置基準の緩和　以下の要件を満たす場合、夜勤職員の兼務が認められます。　ア　指定短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されていること。　イ　夜勤職員一人当たりの短期入所生活介護（ユニット型以外）と特養（ユニット型）の利用者数の合計が２０人以内であること。　※　短期入所生活介護（ユニット型）と特養（ユニット以外）も同様。 | 平12老企40第2の2⑶② |
|  | ※　指定短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいです。ただし、併設事業所については、本体の事業所等と一体でその取扱いを行って差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇ ハ |
| ②　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第99条第2項準用)予防条例第130条(第108条の2条第2項準用) |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |  |
|  | ※　ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。 |  |
|  | ③　指定短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第99条第3項準用)予防条例第130条(第108条の2条第3項準用) |
|  | ※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の2の3⑹③準用） |
| ④　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次のような措置を講じていますか。事業主が講ずべき措置の具体的内容　ア　事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　イ　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　事業主が講じることが望ましい取組　ア　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　イ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　ウ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）い　る　・　いない　※　セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。※　事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）※　マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | 条例第155条(第99条第4項準用)予防条例第130条(第108条の2条第4項準用)平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の1の3(21)④準用） |
| ２７　業務継続計画の策定等※　令和6年3月31日までの間は、経過措置として、努力義務とします。 | ①　感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない※　業務継続計画には、次の項目を記載してください。　ア　感染症に係る業務継続計画　　a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）　　b　初動対応　　c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　イ　災害に係る業務継続計画　　a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）c　他施設及び地域との連携 | 条例第155条(第32条の2第1項準用)予防条例第130条(第50条の2の2第1項準用)平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の6の3⑹①②準用） |
| ②　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。い　る　・　いない※　計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。※　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取組むことが求められることから、研修及び訓練にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。※　新規採用時には定期的な研修とは別に実施することが望ましいです。※　研修の内容については記録してください。※　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　　また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。※　訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | 条例第155条(第32条の2第2項準用)予防条例第130条(第50条の2の2第2項準用)平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の6の3⑹③④準用） |
| ③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第32条の2第3項準用)予防条例第130条(第50条の2の2第3項準用) |
| ２８　定員の遵守 | ①　利用定員及び居室の定員を超えることとなる数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）いない　・　い　る　 | 条例第152条第1項予防条例第127条第1項 |
|  | ②　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、緊急に利用者数を超えて提供する場合は、静養室において適切に行っていますか。いない　・　い　る　 | 条例第152条第2項予防条例第127条第2項 |
| ２９　地域等との連携 | 〇　事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第153条予防条例第128条 |
|  | ※　指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇（第3の1の3⒄準用） |
| ３０　地域との連携等 | 〇　事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第39条準用)予防条例第130条(第50条の9準用) |
|  | ※　「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 | 第3の8の3 ⒇（第3の1の3(29)準用） |
| ３１　非常災害対策 | 〇　非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第101条準用)予防条例第130条(第108条の4準用) |
|  | ※　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものです。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の6の3 ⑺準用） |
| ※　「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 |  |
|  | ※　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている短期入所生活介護事業所にあってはその者に行わせてください。 |  |
|  | ※　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。 |  |
| ３２　衛生管理等 | ①　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第102条第1項準用)予防条例第127条の2第1項 |
|  | ※　このほか、次の点に留意してください。ア　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。ウ　空調設備等により施設の適温の確保に努めること。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の6の3 ⑻①準用） |
|  | ②　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じていますか。い　る　・　いない | 条例第155条(第102条第2項準用)予防条例第127条の2第2項 |
|  | ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。ウ　介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施すること。※　令和6年3月31日までの間は経過措置となり、努力義務とします。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の6の3 ⑻②準用） |
| ３３　掲示 | 〇　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。い　る　・　いない　※　重要事項を記載したファイル等を入所者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所生活介護事業所に備え付けることでも構いません。 | 条例第155条(第34条準用)予防条例第130条(第50条の4準用) |
| ３４　秘密保持等 | ①　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第35条第1項準用)予防条例第130条(第50条の5第1項準用) |
|  | ②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第35条第2項準用)予防条例第130条(第50条の5第2項準用) |
|  | ※　具体的には、指定短期入所生活介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 (25)②準用） |
| ③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第35条第3項準用)予防条例第130条(第50条の5第3項準用) |
|  | ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 (25)③準用） |
|  | 1. 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事

業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。い　る　・　いない　 | 個人情報の保護に関する法律（平15年法律第57号）医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平29.4.14厚労省） |
| ３５　広告 | 〇　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第155条(第36条準用)予防条例第130条(第50条の6準用) |
| ３６　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 〇　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与していませんか。いない　・　い　る　 | 条例第155条(第37条準用)予防条例第130条(第50条の7準用) |
| ３７　苦情処理 | 1. 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する

ために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第1項準用)予防条例第130条(第50条の8第1項準用) |
|  | ※　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 (28)①準用） |
|  | ②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第2項準用)予防条例第130条(第50条の8第2項準用) |
|  | ※　利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。　　また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3 (28)②準用） |
|  | ③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第3項準用)予防条例第130条(第50条の8第3項準用) |
|  | ④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第4項準用)予防条例第130条(第50条の8第4項準用) |
|  | ⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第5項準用)予防条例第130条(第50条の8第5項準用) |
|  | ⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第38条第6項準用)予防条例第130条(第50条の8第6項準用) |
| ３８　事故発生時の対応 | ①　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第40条第1項準用)予防条例第130条(第50条の10第1項準用) |
|  | ②　①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第40条第2項準用)予防条例第130条(第50条の10第2項準用) |
|  | ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、条例第１５４条第２項（予防条例第１２９条第２項）の規定に基づき、その完結の日から５年間保存してください。 | 平11老企25第3の8の3 ⒇(第3の1の3(30)準用） |
|  | ③　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第40条第3項準用)予防条例第130条(第50条の10第3項準用) |
|  | ※　①～③のほか、次の点に留意してください。　ア　利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。 | 平11老企25第3の6の3 ⒇(第3の1の3(30)①②③準用) |
|  | 　イ　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 |  |
|  | 　ウ　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 |  |
| ３９　虐待の防止※　令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。 | ①　虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について短期入所生活介護従業者等に周知徹底を図ることイ　虐待の防止のための指針を整備することウ　短期入所生活介護従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施することエ　上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くことい　る　・　いない※　虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。ア　新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。イ　研修の内容については記録してください。 | 条例第155条(条例第40条の2準用)予防条例第130条(第50条の10の2準用)平11老企25第3の6の3 ⒇(第3の1の3(31)③準用) |
|  | ②　虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない※　虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。ア　管理者を含む、幅広い職種により構成します。イ　構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催してください。ウ　事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。　エ　テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　オ　他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。　カ　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。 | 平11老企25第3の6の3 ⒇(第3の1の3(31)①準用) |
|  | ③　虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の6の3 ⒇(第3の1の3(31)②準用) |
| ４０　会計の区分 | 〇　事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。い　る　・　いない　 | 条例第155条(第41条準用)予防条例第130条(第50条の11準用) |
|  | ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。　ア　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）　イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）　ウ　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） | 平11老企25第3の8の3⒇(第3の1の3(32)準用） |
| ４１　記録の整備 | ①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。い　る　・　いない　 | 条例第154条第1項予防条例第129条第1項 |
|  | ②　利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。い　る　・　いない　 | 条例第154条第2項予防条例第129条第2項 |
|  | ※　次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保管してください。 |  |
|  | 　ア　短期入所生活介護計画 |  |
|  | 　イ　提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |
|  | 　ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |
|  | 　エ　市町村への通知に係る記録　オ　苦情の内容等の記録　カ　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 |  |
|  |  |  |
| 第５　共生型短期入所生活介護の基準 | 1. 指定短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス条例第百三条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス条例第99条に規定する指定短期入所をいう。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、指定短期入所事業を行う事業所が当該事業に関して満たすべき以下の②～④の基準を満たしていますか。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない | 条例第168条の2予防条例第152条の2 |
|  | ②　指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九.九平方メートル以上となっていますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　い　る　・　いない |  |
|  | ③　指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上となっていますか。い　る　・　いない |  |
|  | ④　共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていますか。い　る　・　いない |  |
| 　　　　準用 | 　第1、第２の３、第４、第６は、共生型短期入所生活介護について準用しますので、各項目を参照してください。 | 条例168条の3予防条例152条の3 |
|  |  |  |
| 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | ①　指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第131条第1項 |
| １　介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針 | ②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第131条第2項 |
|  | ③　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たっていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第131条第3項 |
|  | ※　サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。 | 平11老企25第4の3の6 ⑴① |
| ④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第131条第4項 |
|  | ※　サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービスを提供しないよう配慮してください。 | 平11老企25第4の3の6 ⑴③ |
|  | ⑤　事業者は、サービス提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第131条第5項 |
|  | ※　介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。 | 平11老企25第4の3の6 ⑴② |
| ２　介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針 | ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の把握を行っていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第1号 |
|  | ②　管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記したサービス計画を作成していますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第2号 |
|  | ※　「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行ってください。 | 平11老企25第4の3の6 ⑵① |
|  | ※　介護予防短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。 |  |
| ③　介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第3号 |
|  | ※　介護予防短期入所生活介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防短期入所生活介護計画が介護予防サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。 | 平11老企25第4の3の6 ⑵② |
|  | ④　管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付していますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第4号、第5号 |
|  | ⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第6号 |
|  | ⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第132条第7号 |
|  |  |  |
| 第７　ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準 | 　　第１、第３及び第４にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいいます。）により一体的に構成される場所（ユニット）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいいます。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この「第７」に定めるところによります。　　なお、人員に関する基準については、「第２」で定めるところによるので留意してください。 | 条例第156条平11老企25第3の8の4⑴ |
| １　ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針 | 〇　ユニット型指定短期入所生活介護の事業（ユニット型事業）は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第157条 |
| ２　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本方針 | 〇　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第140条 |
| ３　設備及び備品等 | ①　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第1項予防条例第141条第1項 |
|  | ※　ただし、次のいずれかの要件を満たす２階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物とすることができます。　ア　居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（居室等）を２階及び地階のいずれにも設けていないこと。　イ　居室等を２階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。　　ａ　当該事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的計画（消防計画）に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。　　ｂ　避難、救出その他必要な訓練については、消防計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。　　ｃ　火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。 |  |
|  | ※　①にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、②のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とする必要はありません。 |
|  | ②　建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合、次のいずれかの要件を満たしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第2項予防条例第141条第2項 |
|  | 　　ア　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区間の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造となっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | 　　イ　非常警報設備の設置等により火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものとなっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | 　　ウ　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能となっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | ※　「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断します。 | 平11老企25第3の8の2 ⑶ |
|  | 　ａ　上記ア～ウの要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 |  |
|  | 　ｂ　日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 |  |
|  | 　ｃ　管理者及び防火管理者は、当該事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。 |  |
|  | 　ｄ　定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。 |  |
|  | ③　ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第3項予防条例第141条第3項 |
| 　 | ※　ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 |  |
|  | ※　ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該社会福祉施設及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができます。 |  |
|  | ※　特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下、「併設ユニット型事業所」という。）にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下、「併設本体施設」という。）の効率的運用が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、併設本体施設の上記設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護事業の用に供することができます。 | 条例第158条第4項予防条例第141条第4項 |
| ４　設備基準 | 　　ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室（個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であることから、ユニット型事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営しなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶① |
|  | 　　利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶④ |
| ⑴　ユニットア　居室 | ①　１の居室の定員は、１人となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ア(ア)予防条例第141条第6項第1号ア(ア) |
|  | ※　夫婦で居室を利用する場合など、サービスの提供上必要と認められる場合は、２人部屋とすることができます。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑥イ |
|  | ※　ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑤ |
|  | ②　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ア(イ)予防条例第141条第6項第1号ア(イ) |
|  | ※　当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられる居室とは次の３つをいいます。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑥ロ |
|  | 　ア　当該共同生活室に隣接している居室　イ　当該共同生活室に隣接してはいないが、アの居室と隣接している居室　ウ　その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられる居室（他の共同生活室のア及びイに該当する居室を除く。） |  |
|  | ③　１のユニットの利用定員は、おおむね１０人以下となっていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | ※　敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が１０人を超えるユニットも認められます。なお、この場合にあっても、次の２つの要件を満たさなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑥ハ |
|  | 　ア　利用定員が１０人を超えるユニットにあっては、「おおむね１０人」といえる範囲内の利用定員であること。　イ　利用定員が１０人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。 |  |
|  | ④　利用者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ア(ウ)予防条例第141条第6項第1号ア(ウ) |
|  | ⑤　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮していますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ア(エ)予防条例第141条第6項第1号ア(エ) |
|  | ※　ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類されます。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑥ホ |
|  | 　ア　ユニット型個室　　　床面積は、１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 |  |
|  | 　イ　ユニット型個室的多床室　　・　ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、１０．６５平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 |  |
|  | 　　・　この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えありません。 |  |
|  | 　　・　壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動ではないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要です。 |  |
|  | 　　・　居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても個室的多床室とは認められません。 |  |
|  | 　　・　居室への入り口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとは言えず、個室型多床室としては認められません。 |  |
|  | 　　・　ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が上記ａの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。 |  |
| イ　共同生活室 | ①　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するよう、次の要件を満たしていますか。 | 条例第158条第6項第1号イ(ア)予防条例第141条第6項第1号イ(ア) |
|  | 　ア　他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていますか。い　る　・　いない　 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑦イ |
|  | 　イ　当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていますか。い　る　・　いない　 |  |
|  | ②　１の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号イ(イ)予防条例第141条第6項第1号イ(イ) |
| ③　必要な設備及び備品を備えていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号イ(ウ)予防条例第141条第6項第1号イ(ウ) |
|  | ※　共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑦ロ |
|  | 　　また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましいです。 |  |
| ウ　洗面設備 | ①　洗面設備は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ウ(ア)予防条例第141条第6項第1号ウ(ア) |
|  | ②　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号ウ(イ)予防条例第141条第6項第1号ウ(イ) |
|  | ※　洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましいです。　　ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、２か所以上に分散して設けることが望ましいです。　　なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑧ |
| エ　便所 | ①　便所は、居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号エ(ア)予防条例第141条第6項第1号エ(ア) |
|  | ②　要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第1号エ(イ)予防条例第141条第6項第1号エ(イ) |
|  | ※　便所は、居室ごとに設けることが望ましいです。　　ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。この場合にあっては、共同生活室内の１か所に集中して設けるのではなく、２か所以上に分散して設けることが望ましいです。　　なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑨ |
| ⑵　浴室 | 〇　要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第6項第2号予防条例第141条第6項第2号 |
|  | ※　浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましいです。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑩ |
| ５　その他の構造設備の基準 | ①　廊下の幅は、１．８メートル以上となっていますか。ただし、中廊下の幅は、２．７メートル以上となっていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第7項第1号予防条例第141条第7項第1号 |
|  | ※　ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）として差し支えありません。 |  |
|  | 　　「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。 | 平11老企25第3の8の4 ⑶⑪ |
|  | ②　廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第7項第2号予防条例第141条第7項第2号 |
|  | ③　階段の傾斜を緩やかにしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第7項第3号予防条例第141条第7項第3号 |
|  | ④　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第158条第7項第4号予防条例第141条第7項第4号 |
|  | ⑤　ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けていますか。（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではありません。）い　る　・　いない　 | 条例第158条第7項第5号予防条例第141条第7項第5号 |
| ６　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備基準 | 〇　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、ユニット型指定短期入所生活介護事業における設備に関する基準等を満たすことをもって、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 | 予防条例第141条第8項 |
| ７　利用料等の受領 | ①　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。い　る　・　いない　 | 条例第160条第1項予防条例第143条第1項 |
|  | ②　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。い　る　・　いない　 | 条例第160条第2項予防条例第143条第2項 |
|  | ③　①、②の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第160条第3項予防条例第143条第3項 |
|  | 　ア　食事の提供に要する費用　イ　滞在に要する費用　ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用　エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用　オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）　カ　理美容代　キ　上記ア～カに掲げるもののほか、短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの |  |
|  | ④　前記③に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。い　る　・　いない　 | 条例第160条第5項予防条例第143条第5項 |
|  | ※　③ア～エに掲げる費用に係る同意については、文書によって得なければなりません。 |  |
| ８　指定短期入所生活介護の取扱方針 | ①　指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第1項 |
|  | ※　利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければなりません。　　なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当ではありません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑸① |
|  | ②　指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第2項 |
|  | ※　指定短期入所生活介護の基本方針を受けて、利用者へのサービス提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければなりません。　　このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要です。 | 平11老企25第3の8の4 ⑸② |
|  | ③　指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第3項 |
|  | ④　指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第4項 |
|  | ⑤　従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第5項 |
|  | ⑥　指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第161条第6項予防条例第147条(第124条第1項準用) |
|  | ⑦　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第7項予防条例147条(第124条第2項準用) |
|  | ⑧　事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第161条第8項 |
| ９　介護 | ①　介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第1項予防条例第149条第1項 |
|  | ※　自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意してください。 | 平11老企25第3の8の4 ⑹① |
|  | ②　利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第2項予防条例第149条第2項 |
|  | ※　「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられます。 | 平11老企25第3の8の4 ⑹② |
|  | ③　利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。（ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。）い　る　・　いない　 | 条例第162条第3項予防条例第149条第3項 |
|  | ※　入浴が、単に身体の清潔を維持するためだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑹③ |
|  | ④　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第4項予防条例第149条第4項 |
|  | ⑤　おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第5項予防条例第149条第5項 |
|  | ⑥　①～⑤のほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第6項予防条例第149条第6項 |
|  | ⑦　常時１人以上の介護職員を介護に従事させていますか。い　る　・　いない　 | 条例第162条第7項予防条例第149条第7項 |
|  | ⑧　利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。いない　・　い　る　 | 条例第162条第8項予防条例第149条第8項 |
| １０　食事 | ①　栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。い　る　・　いない　 | 条例第163条第1項予防条例第150条第1項 |
|  | ②　利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。い　る　・　いない　 | 条例第163条第2項予防条例第150条第2項 |
|  | ③　利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。い　る　・　いない　 | 条例第163条第3項予防条例第150条第3項 |
|  | ※　食事は、事業所側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事を摂ることができるよう十分な時間を確保しなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑺① |
|  | ④　利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。い　る　・　いない　 | 条例第163条第4項予防条例第150条第4項 |
|  | ※　利用者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事を摂ることができるよう支援しなければなりません。　　その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。 | 平11老企25第3の8の4 ⑺② |
| １１　その他のサービス提供 | ①　利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。い　る　・　いない　 | 条例第164条第1項予防条例第151条第1項 |
|  | ※　　利用者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑻① |
|  | ②　常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第164条第2項予防条例第151条第2項 |
|  | ※　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければなりません。 | 平11老企25第3の8の4 ⑻② |
| １２　運営規程 | 〇　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第165条予防条例第144条 |
|  | ※　運営規程には、次の事項を定めるものとします。　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　ウ　利用定員（条例第１３５条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。） |  |
|  | 　エ　ユニットの数及びユニットごとの利用定員（条例第１３５条第２項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）　オ　指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 |  |
|  | 　カ　通常の送迎の実施地域　キ　サービスの利用に当たっての留意事項　ク　緊急時等における対応方法　ケ　非常災害対策　コ　虐待の防止のための措置に関する事項　サ　その他運営に関する重要事項 |  |
|  | 　※　ウの「利用定員」は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数としてください。 | 平11老企25第3の8の4 ⑼②(第3の8の3 ⒀準用) |
|  | 　※　オの「指定短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものとしてください。　　　オの「利用料」には、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護事業に係る利用料（１割負担）及び法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、条例第１６０条第３項の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定してください。 | 平11老企25第3の8の4 ⑼① |
|  | 　※　カの「通常の送迎の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではありません。 |  |
|  | 　※　キの「サービスの利用に当たっての留意事項」は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等）を指すものです。 |  |
|  | 　※　ケの「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的計画を指すものです。 |  |
|  | 　※　サの「その他運営に関する重要事項」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。 |  |
| １３　勤務体制の確保 | ①　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第1項予防条例第145条第1項 |
|  | ※　原則として、月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 | 平11老企25第3の8の4 ⑾(第3の6の3⑸準用) |
|  | ②　従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。 |  |
|  | 　ア　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第2項第1号予防条例第145条第2項第1号 |
|  | 　イ　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第2項第2号予防条例第145条第2項第2号 |
|  | ※　特養併設型における夜間職員配置基準の緩和　　　以下の要件を満たす場合、夜勤職員の兼務が認められます。　　ア　短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されていること。　　イ　夜勤職員一人当たりの短期入所生活介護（ユニット型）と特養（ユニット型以外）の利用者の合計が20人以内であること。　　ウ　短期入所生活介護（ユニット型以外）と特養（ユニット型）も同様。 | 平12老企40第2の2⑶② |
|  | 　ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第2項第3号予防条例第145条第2項第3号 |
|  | ※　ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置が義務付けられているユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員（研修受講者）を各施設に２名以上配置する（ただし、２ユニット以下の施設の場合には、１名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員（研修受講者でなくても構わない。）を決めてもらうことで足りるものとします。　　この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められます。 | 平11老企25第3の8の4 ⑽① |
|  | 　　　また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えありません。 |  |
|  | ③　ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第3項予防条例第145条第3項 |
|  | ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 |  |
|  | 　　ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが認められます。 |  |
|  | ④　従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。い　る　・　いない　 | 条例第166条第4項予防条例第145条第4項 |
|  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。※　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。受講の対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従業者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として努力義務とします。 | 平11老企25第3の8の4 ⑽③(第3の2の3⑹③参照) |
|  | ⑤　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するために次のような措置を講じていますか。　　事業主が講ずべき措置の具体的内容　ア　事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発　　　職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　イ　相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備事業主が講じることが望ましい取組　ア　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　イ　被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　ウ　被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）い　る　・　いない　※　セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。※　事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。（令和4年4月1日から義務化となり、その間は努力義務とされていますが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるように努めてください。）※　マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。　（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | 条例第166条第5項予防条例第145条第5項平11老企25第3の8の4 ⑽④（第3の1の3(21)④参照） |
| １４　定員の遵守 | 〇　ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超える利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）いない　・　い　る　 | 条例第167条予防条例第146条 |
| １５　準用 | 第４の１～１１、１３～１５、１８～２０、２２～２４、２７、２９～４１は、ユニット型指定短期入所生活介護事業について準用しますので、各項目を参照してください。 | 条例第168条予防条例第147条 |
| 第８　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準１　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項 | ①　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第148条第1項 |
|  | ②　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第148条第2項 |
|  | ③　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。い　る　・　いない　 | 予防条例第148条第3項 |
|  |  |  |
| 第９　変更の届出等 | ①　事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。い　る　・　いない | 法第75条第1項 |
| ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。　ア　事業所の名称及び所在地　イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名　ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（短期入所生活介護事業に関するものに限る。）　エ　当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所(次号において「併設事業所」という。)において行う場合にあっては、その旨　オ　建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合にあっては、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備及び備品の概要　カ　当該申請に係る事業を指定居宅サービス等基準第百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームにおいて行うときは当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数　キ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴　ク　運営規程　ケ　指定居宅サービス等基準第百三十六条(指定居宅サービス等基準第百四十条の十三において準用する場合を含む。)の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 施行規則第131条第1項第8号 |
|  | ②　当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。い　る　・　いない　※　次に掲げる事項を届け出なければなりません。　ア　廃止し、又は休止しようとする年月日　イ　廃止し、又は休止しようとする理由　ウ　現に指定居宅サービスを受けている者に対する措置　エ　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間 | 法第75条第2項施行規則第131条第4項 |
|  |  |  |
| 第１０　その他１　法令遵守等の業務管理体制の整備 | ①　要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。ア　事業所・施設の数が20未満の場合・　法令遵守責任者の選任をすること。 | 法第115条の32第1項施行規則第140条の39 |
|  | イ　事業所・施設の数が20以上100未満の場合 |  |
|  | ・　法令遵守責任者の選任をすること。 |  |
|  | ・　業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 |  |
|  | ウ　事業所・施設の数が100以上の場合 |  |
|  | ・　法令遵守責任者の選任をすること。 |  |
|  | ・　業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。 |  |
|  | ・　業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。 |  |
|  | い　る　・　いない |  |
|  | ②　①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。 | 法第115条の32第2項施行規則第140条の40第1項 |
|  | ア　届出先 |  |
|  | ａ　さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者　　　　　　　　　　　　　さいたま市長 |  |
|  | ｂ　埼玉県のみにすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者　　　　　　　　　埼玉県知事 |  |
|  | ｃ　事業所等が２以上の都道府県の区域に所在する事業者　 |  |
|  | ⅰ　事業所等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者　　　　　　　　　　　厚生労働大臣 |  |
|  | ⅱ　事業所等が２以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者　　主たる事務所の所在する都道府県知事 |  |
|  | イ　届出事項　 |  |
|  | ａ　事業者の名称 |  |
|  | ｂ　主たる事務所の所在地 |  |
|  | ｃ　代表者の氏名・生年月日・住所・職名 |  |
|  | ｄ　法令遵守責任者の氏名・生年月日 |  |
|  | ｅ　業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数が20以上の場合） |  |
|  | ｆ　業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数が100以上の場合） |  |
|  | い　る　・　いない |  |
|  | ③　②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。 | 法第115条の32第3項施行規則第140条の40第2項 |
|  | い　る　・　いない |  |
|  | ④　②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。 | 法第115条の32第4項施行規則第140条の40第3項 |
|  | い　る　・　いない |  |
| ２　介護サービス情報の報告及び公表 | ①　市が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。い　る　・　いない | 法第115条の35第1項法第203条の２施行令第37条の2の3施行規則第140条の44～45 |
|  | ②　報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。い　る　・　いない | 法第115条の35第2項施行規則第140条の46 |